

特別養護老人ホームこころの丘高山
 <（介護予防）指定短期入所生活介護>
 重要事項説明書

あなたに対する（介護予防）短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 39 号 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵雄会
事務所の所在地	恵那市岩村町矢坪 2453-123
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 井口 智雄
電話番号	0573-43-0556

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム こころの丘高山
施設の所在地	高山市赤保木町 1164-1
都道府県知事指定番号	2172701308
施設長の氏名	岡田 充弘
電話番号	0577-33-0556

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム	平成 27 年 7 月 29 日	2172701308	80 名 (ユニット型個室)

4. 施設の成り立ちと事業の理念・方針 □

特別養護老人ホームこころの丘高山を設置・運営をしている社会福祉法人恵雄会は2007年に法人を設立・認可。設立時から基本理念として「すべての職員が、高齢者の人格と権利を尊重し、障害をもった高齢者の援助にあたり、利用者が障害に負けない『豊かな生活』をしていただくことを援助の柱とする」ことを掲げてきました。介護保険制度においても基本方針の変更はありません。

5. 施設の概要 □

敷地	3,683.42 m ²
構造	鉄筋コンクリート4階建
延床面積	5,361.18 m ²
利用定員	30名

6. 職員の勤務体制 □

介護保険の指定基準をみたす以下の職員を配置しています。

医師 (特養兼務)	2名	ご利用者の健康管理を行います。
看護職員	1名	医師の指示に基づいてご利用者の健康管理・処置業務を行います。
介護職員	7名	ご利用者の身辺介護業務を行います。
管理栄養士 (特養兼務)	1名	ご利用者の栄養管理を行います
介護支援専門員 (特養兼務)	1名	サービス担当者会議の開催・ケアプラン作成業務・各種申請業務を行います。
生活相談員 (特養兼務)	1名	苦情・相談受付・連絡業務を行います。
機能訓練指導員 (特養兼務)	1名	身体機能低下を防ぐ為のリハビリ、助言等を行います。

7. 施設サービスの概要 □

(1) 生活全般におけるサービス内容

食事等	ご利用者のペースに合わせた時間にて対応いたします。食事場所は各ユニットの食堂にてお召し上がりいただきます。ご利用の皆様の状態に応じたお食事を提供いたします。また午後には「おやつ」が出ます。
排泄	排泄の自立を目指して、皆様の状態に応じた排泄の援助を致します。
入浴・清拭	週に最低2回は入浴していただけます。入浴日でも入浴できない方は温かいタオルで清拭や入浴日の再調整をいたします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	週1回行います。汚れた場合は適宜交換致します。
洗濯	施設にて普段着等の洗濯を別途料金で行います。
健康管理	利用中でも必要時は他科へ受診できます。外部医療機関に通院する場合は原則家族対応です。
介護相談	入所者とその家族からのご相談に随時応じます。
送迎	施設車両による送迎を行います。土日の送迎や距離については随時相談させていただきます。事故のないよう安全には細心の注意をはらっておりますが、予期せぬ事態が起こり得ることも予めご了承をお願いします。

8. リハビリテーションの実施 □

特別養護老人ホームは重度の心身障害を持った高齢者で自宅での生活が困難な人が生活される場所であり、日常生活活動や社会参加（人や社会との交流）ができるように様々な取り組みを行います。本体施設サービスの趣旨に則って、利用者様の生活の場でできる事、している事を正しく評価・分析し、それらを維持する事を目的として、日々のレクリエーション活動等を通して生活の中でのリハビリテーションを行います。

9. 協力医療機関

医療機関	JA 岐阜厚生連 久美愛厚生病院
所在地	高山市中切町 1 番地 1
電話番号	0577-32-1115
診療科目	内科 神経内科 心療内科 眼科 産婦人科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 泌尿器科 皮膚科

医療機関	おおぼら歯科
所在地	高山市冬頭町 745-6
電話番号	0577-35-4618
診療科目	歯科 小児歯科

10. 緊急時の対応

利用者の容態の急変などが生じた場合は、ご家族に連絡をするとともに、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の、必要な設置を講じるものとします。

11. 医療機関への対応

ご本人またはご家族様の希望により外部医療機関へ受診される場合については、ご家族様のご対応にてお願い致します。医師の判断により、医療機関受診に対しての緊急性が高い場合についてはこれに限りません。また、医療機関へ受診される場合については、施設看護師より医療機関への情報提供を行います。

12. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、本人・家族と協議のうえ、相当範囲内において、その賠償責任を負います。ただし施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記の窓口までお申し出下さい。

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は申出人と誠意をもって話し合い、速やかに解決を図るように努めます。

サービス相談窓口	月～金曜日 9:00～17:30 0577-33-0556
苦情受付担当者	生活相談員 東田 恭子
苦情解決責任者	施設長 岡田 充弘

14. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」に基づき対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」に基づき年2回消防訓練実施。他、複数の職員が消防署の実施する防火管理者講習会を受講し、防火管理者の資格を所持。消防関係機関の指導・協力を得て職員防災教育の周知徹底をはかっています。
防災設備	スプリンクラー、非常通報装置・非常通路2カ所、その他消防法に定める基準設備を完備しています。 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	別途定める「消防計画」による。

15. 食事及び飲食物の差し入れ等について □

1) 食事について

食べられない物やアレルギーのある方は事前にご相談いただければ、その旨対応させていただきます。

2) 飲食物の差し入れ、見舞い等について

- ・健康上の理由により食事制限を受けている入所者の方がいる場合があるので、他の入所者への心遣いをご遠慮して頂いております。
- ・食品衛生管理には十分配慮をさせていただきます。生ものや飲食物等のお見舞いはできる限りご遠慮頂きます。上記の品物を差し入れる場合は、その場で飲食できる量に限らせて頂き、職員にその旨申し付けください。場合によってはお持ち帰り頂きます。
- ・居室内に冷蔵庫を設置されている入所者の方は、食品衛生管理等の目的で、担当職員が定期的に消費期限等を確認させて頂く場合がございます。

16. 利用者の記録や情報の管理・開示について □

関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。またサービス担当者会議・ケアカンファレンスにおいて、利用者およびご家族の個人情報を一部開示させていただくことがありますのでご了承ください。職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、退職した後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

17. 送迎の実施区域について □

施設を拠点とし往復 50km 以内は実施区域と致しますが、実施区域を超える範囲に関しては、1 km あたり 30 円を自費負担で請求させていただきます。

18. 利用料について □

①サービスの利用料（日額）単位円

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
677	743	814	880	946

※こころの丘高山の利用料は、全てユニット型個室の計算です

②基本料金（別紙料金表の通りです。）

特別養護老人ホーム ころの丘高山 (介護予防)短期入所生活介護 料金表										
	要介護	一割負担分		食費 (円)	おやつ (円)	居住費 (円)	サービス 提供体制 強化加算Ⅰ	夜勤職員配置 加算Ⅱ	基本料金 (A)	
		日額	月額						1日	30日
第1段階	支1	508							1,690	
	支2	631							1,813	
	1	677	20,310	9,000	1,500	24,600	360	540	1,877	56,310
	2	743	22,290	9,000	1,500	24,600	360	540	1,943	58,290
	3	814	24,420	9,000	1,500	24,600	360	540	2,014	60,420
	4	880	26,400	9,000	1,500	24,600	360	540	2,080	62,400
	5	946	28,380	9,000	1,500	24,600	360	540	2,146	64,380
			日額	月額	300	50	820	12	18	1日
第2段階	支1	508							1,780	
	支2	631							1,903	
	1	677	20,310	11,700	1,500	24,600	360	540	1,967	59,010
	2	743	22,290	11,700	1,500	24,600	360	540	2,033	60,990
	3	814	24,420	11,700	1,500	24,600	360	540	2,104	63,120
	4	880	26,400	11,700	1,500	24,600	360	540	2,170	65,100
	5	946	28,380	11,700	1,500	24,600	360	540	2,236	67,080
			日額	月額	390	50	820	12	18	1日
第3段階	支1	508							2,530	
	支2	631							2,653	
	1	677	20,310	19,500	1,500	39,300	360	540	2,717	81,510
	2	743	22,290	19,500	1,500	39,300	360	540	2,783	83,490
	3	814	24,420	19,500	1,500	39,300	360	540	2,854	85,620
	4	880	26,400	19,500	1,500	39,300	360	540	2,920	87,600
	5	946	28,380	19,500	1,500	39,300	360	540	2,986	89,580
			日額	月額	650	50	1,310	12	18	1日
第4段階	支1	508							4,450	
	支2	631							4,573	
	1	677	20,310	41,400	1,500	75,000	360	540	4,637	139,110
	2	743	22,290	41,400	1,500	75,000	360	540	4,703	141,090
	3	814	24,420	41,400	1,500	75,000	360	540	4,774	143,220
	4	880	26,400	41,400	1,500	75,000	360	540	4,840	145,200
	5	946	28,380	41,400	1,500	75,000	360	540	4,906	147,180
			日額	月額	1,380	50	2,500	12	18	1日

③各種加算料金の案内（該当する項目が加算されます）

短期入所生活介護 送迎加算	片道 184 単位
緊急短期入所受入加算（原則 7 日限度）	90 単位/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 5.9% 乗じた単位数
短期生活長期利用者提供減算 （31 日以上の連続利用時について）	-30 単位/日

④その他短期入所生活介護 加算項目の案内（一部抜粋）

療養食加算 （医師の指示で療養食を提供した場合）	18 単位/日
短期生活機能訓練体制加算	12 単位/日
短期生活個別機能訓練加算	56 単位/日
短期生活看護体制加算Ⅰ	4 単位/日
短期生活看護体制加算Ⅱ	8 単位/日
短期生活認知症緊急対応加算	200 単位/日
短期生活若年性認知症受入加算	120 単位/日
短期生活医療連携強化加算	58 単位/日

⑤その他の費用

理美容代	2,000 円 (カット)
	3,000 円 (カラー)
	3,500 円 (パーマ)
電気代	108 円/日 (持込電化製品・テレビレンタル使用時)
テレビレンタル代	無料
洗濯代	1 ネット 200 円
送迎自費負担分	1km 30 円
レクリエーション 活動費	希望者のみ・必要に応じて
長期滞在費	30 日以上連続でご利用になる場合 長期滞在費として 1 日 300 円の ご負担をして頂きます。

- ※ 日常生活に必要な物品について、メーカー等のご希望がある場合には入居者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。
- ※ 医療については、他の医療機関等による往診や入・通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

20. その他の運営についての重要事項

- 利用料等の変更について、介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。また、物価の高騰などによりやむを得ず、各費用の変更を行う場合がございます。
- 利用料の支払いについて、月末締め切りの請求に基づき、次月の 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座より自動引落しで行います。口座の登録が間に合わない場合や、引き落としが不能であった場合などは、施設窓口でのお支払をお願いする場合があります。
- 貴重品の取り扱いについて、預金通帳・印鑑・利用者所持金等の貴重品は、原則施設でのお預かりや管理はいたしません。
- 当施設は職員の資質向上を図るため、適宜内部及び外部の研修機会を設け、業務体制を整備しております。

- 認知症等の方について、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ、身体拘束を行う場合があります。その際は利用者およびご家族に説明をし、同意に関してのご相談をすることとしています。また、同意を得た場合、その容態・時間、その際の利用者の心身状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録し、いち早く身体拘束を解除できるよう努めます。

21. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項 □

来訪・面会

面会時間は平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土・日曜日は午前 9 時から午後 6 時までとなっています。(玄関にある面会簿に記入のうえ、ご面会をお願いします)緊急時やご利用者様の危篤時等はこれに限りません。

また曜日等の制限はありません。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。

外出

外出の際には行き先と帰宅日時を職員に予め申し出てください。

当日にお申し出があった場合は、食事代金がキャンセルできない場合があります。

居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。また、居室の部屋替えについては、身体状況等の変化が生じた場合変えさせていただきます。

禁煙

建物及び敷地内は禁煙です。

喫煙は車の中や敷地外でして頂くよう配慮をお願いします。

迷惑行為等

騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

所持品や現金等の管理

貴重品関係等は出来る限り持ち込まれないようお願い致します。

持ち込まれる場合はご本人様管理となりますのでご了承ください。

